

親権・養育費・親子交流などに関する民法改正 ～こどもの健やかな成長と未来のために～

● ポイントは「こどもの利益が最優先」

父母の離婚後の子どもの養育についての法律が見直され、令和8年4月より施行されます。こどものことを一番に考え、親の責務や親権、養育費、親子交流等のルールが新しくなります。



1 親の責務の明確化

こどもの未来を担う親としての責任

親権や婚姻関係の有無にかかわらず、父母が、こどもを養育する責務を負うことなどが明確化されています。

- ▼こどもの人格の尊重
- ▼こどもを養う責任
- ▼父母間の人格尊重・協力義務(※)
- ▼こどもの利益のための親権行使

※父母の一方が父母相互の人格尊重・協力義務等に違反した場合には、親権者の指定・変更の審判、親権喪失・親権停止の審判等において、その違反の内容が考慮される可能性があります。

※暴力や虐待から避難することはこの義務に違反しません。

2 親権のルール見直し

新たな選択肢が広がります。

1人だけが親権を持つ「単独親権」のほかに、離婚後に父母2人ともが親権を持つ「共同親権」の選択ができるようになります。(※)

- ▼父母2人とも親権を持つ「共同親権」の場合
日常のことは、一方で決められます。
大切なことは父母2人で話し合います。
- ▼一方の親が決められる緊急のケース
暴力や虐待から逃れるために引っ越すこと、病気や怪我で緊急の治療が必要な場合などは、父母のどちらか一方で決めることができます。

※暴力や虐待等のおそれがある時には、家裁判所が必ず単独の親権の定めとすることとされています。

3 養育費(こどもの生活費)の支払い確保に向けた見直し

こどもの生活をまもるために

養育費を確実に受け取ることができるようにルールが見直されました。

- ▼養育費取決めの合意の実効性が向上
養育費の先取特権を新設しました。
- ▼暫定的な養育費(法定養育費)の請求(※)
- ▼裁判手続きの利便性の向上

※暫定的養育費(法定養育費)とは、離婚時に養育費の取決めがなくても、取り決めるまでの間、こどもと暮らす親が他方の親へ、こども一人あたり、月額2万円の養育費を請求できる制度です。

4 安心・安全な親子交流実施に向けた見直し

こどものことを、最優先に行われます。

親子交流や父母以外の親族との交流に関するルールが見直されました。

- ▼親子交流の試行的実施
家庭裁判所の手続き中に親子交流を試行的に行うことができます。
- ▼婚姻中別居の場合でも親子交流を実施
- ▼祖父母など父母以外の親族との交流を実施

《参考》

- ・父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正されました(法務省)(外部リンク)
- ・「こどもの未来のための新しいルールー親権・養育費・親子交流などに関する民法改正のポイント」(外部リンク)



文京区こども家庭支援センター



詳細は区 HP へ